

# 一般社団法人 愛知県老人福祉施設協議会

## 会員規約

### (目的)

第1条 本規約は、一般社団法人 愛知県老人福祉施設協議会（以下、本会という）の活動目的に賛同する定款 第7条第1号及び第2号の規定により設置する正会員および一般会員（以下、「会員」という。）について必要な事項を定め事業活動の推進に資することを目的とします。

### (会員規約の範囲)

第2条 本規約は本会の会員として入会したものが本会会員として行う一切の行為に適用します。

### (資格)

第3条 会員は、一般社団法人 愛知県老人福祉施設協議会定款第7条2項1号及び2号に定める愛知県内（名古屋市内を除く）に所在する社会福祉法人が経営する事業所の代表者とします。

2 大規模災害発生時において共助の精神により別紙 一般社団法人愛知県老人福祉施設協議会レスキュー協定書に示す相互応援に協力できる事業所とします。

### (会員に対する事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため会員に対し、以下の事業を行います。

- (1) 施設長会の運営
- (2) 各種研修会の企画・開催
- (3) 各種委員会の企画・開催
- (4) 本会情報ネットワークシステムの（会員専用サイト）の利用
- (5) 災害ネットワークシステムの利用
- (6) その他、会員相互の交流事業

### (会員の加入申し込みについて)

第5条 会員として入会しようとする事業所は、本規約等の承諾の上、入会申込書を本会事務局に申し込むものとします。

- 2 入会申込者に対し、本会は審査を行い申込者に対し書面による通知にて承認または非承認の意思表示を行います。
- 3 入会申込時の届出事項に虚偽があった場合、入会申込を受理しないことがあります

ます。

4 第2項の承認に対して承認後の会費納入の翌月1日を入会日とします。

#### (会費の納入)

第6条 会員は本会の指定する口座に会費を振り込むものとします。

2 会費は、4月1日から翌年3月31日の1か年単位とし毎年4月1日現在における定員数等により別表1に定める額とする。ただし、年度途中において中途加入した施設の会費は、月割りにより算出した額とする。

3 会員施設が年度途中に増設した場合の会費は、認可の翌月以降分について、別表2に定める月割りにより算出した額とする。

4 会員が納入した会費等については、その理由の以下を問わず、これを返還しないものとします。

#### (会員資格の有効期間)

第7条 会員の有効期間は、第6条第2項及び第3項に定める会費納入額に準じます。

2 有効期間満了30日前までに退会の申し出がない時は、さらに1か年間継続するものとし、以後もこの例によるものとします。

#### (退 会)

第8条 会員はあらかじめ本会に届出て退会することができます。

2 会員が退会するにあたり既に入金した会費の返還は行いません。

#### (除名・会員資格の喪失)

第9条 本会定款第11条及び第12条に従い、会員の除名、会員資格を喪失するものとします。

2 会員資格の喪失に伴う権利及び義務については本会定款第13条の従うものとします。

#### (会員名簿)

第10条 本会は、会員の事業所名、事業所の長の氏名、住所、連絡先等を記載した会員名簿を作成するものとします。

#### (その他)

第11条 賛助会員について本規約に定めのない事項は本会、理事会で決定します。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**別表1 一般社団法人 愛知県老人福祉施設協議会 会費**  
**【年 会 費】**

※年会費は、均等割＋定員割＋種別割の合計。

区分	施設種別	年 会 費		
		均等割 (1施設あたり)	定員割 (定員1人あたり)	種別割 (1施設あたり)
正 会 員	特別養護老人ホーム	30,000円	500円	－
	地域密着型小規模 特別養護老人ホーム	10,000円	500円	－
	養護老人ホーム	30,000円	350円	－
	軽費老人ホーム ケアハウス	30,000円	250円	－
	ショートステイ (併設型)	－	500円	－
	一 般 会 員	ショートステイ (単独型) グループホーム デイサービスセンター 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 在宅介護支援センター	－	－

(例) 特別養護老人ホーム定員80名、併設ショートステイ定員20名の場合

年会費 80,000円

= 均等割 (30,000円) + 定員割 (40,000円※特養 80名×500円)

+ 定員割 (10,000円※ショート 20名×500円) + 種別割 ( 0円)

**別表2 一般社団法人 愛知県老人福祉施設協議会 会費 (月割り計算)**  
**【中途入会の場合の会費】**

別表1に定める事業の年会費額 ÷ 12ヶ月 × 年度内加入月数

= 中途入会会費 (100円未満切り捨て)